

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業 産業系共同売却街区（43街区）立地事業の実施に関する基本協定書

相模原市（以下「甲」という。）及び麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業産業系共同売却街区（43街区）共同企業体（株式会社ギオン及び日本G LP株式会社で構成する共同企業体（以下「乙」という。）は、甲施行に係る相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業（以下「本土地区画整理事業」という。）における産業系共同売却街区（43街区）（以下「本街区」という。）において推進することを計画している立地事業（以下「本事業」という。）において、甲及び乙が相互に協力して本事業を行うことに関し、以下のとおり、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結し、本協定の締結をもって乙を立地事業者として決定する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲が土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号。）第3条に基づく本土地区画整理事業を推進するにあたり、乙又は乙の構成員が今後設立する特定目的会社（以下「TMK」という。）において本事業の対象となっている本街区のうち、保留地（以下「本件保留地」という。）及び換地が予定されている土地（本件保留地と総称して「本件対象地」という。）に関する資料開示を受け、乙が自ら又はTMKを通じた本件対象地の取得及び本件対象地における複合型物流センターを建築・運営し又はさせることを目的（以下「本目的」という。）として締結されるものである。

（公共性の尊重）

第2条 本事業は、甲が推進する本土地区画整理事業の中で、「新たな産業創出の拠点」として魅力ある良好な市街地環境を創出する産業系用途の土地利用の促進を図ることを目的としており、乙は本事業の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（本事業の遂行）

第3条 乙は、法令を遵守し、並びに本街区の使用に付された条件、本協定、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業進出企業募集要項（以下「募集要項」という。）及び甲に提出した募集要項に基づく提案書（以下「提案書」という。）に従って本事業を実施するものとする。

- 2 乙は、協定書締結後に提案書に基づく事業計画書を作成し甲へ提出するものとし、提出された事業計画書について甲乙相互に進捗を確認するものとする。
- 3 乙は、本事業の遂行及び本目的の達成に必要な手続を履践するものとし、甲

は、乙が本事業の遂行及び本目的を達成するために必要な情報を開示するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から複合型物流センターの運営を開始する日までとする。

(本協定の解除)

第5条 甲及び乙は、本事業の公共性に鑑み誠意をもって本協定を履行するものとし、正当な理由なくして一方的に本協定を解除することはできない。

2 甲及び乙が、正当な理由に基づき本協定を解除した場合は、本事業の検討に際して自ら支払った又は支払うべき金額は、甲及び乙が各自負担するものとする。

(権利譲渡の制限)

第6条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾がなければ、本協定から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできないものとする。ただし、乙は、本件対象地の取得及び複合型物流センターの建築・運営を行う権利又は義務をTMKに譲渡できるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密情報や個人情報を第三者に開示してはならないものとし、本協定の期間満了又は本協定の解除後においても本土地区画整理事業が完了するまで（ただし、個人情報及び本件対象地の地中障害物に関する資料については、本土地区画整理事業の完了後も第三者に開示してはならない。）は同様とする。ただし、乙は、自らの親会社・子会社・関係会社の取締役・監査役及び従業員、並びに本件対象地の所有者又は本件対象地に関する不動産信託受益権の権利者、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、信託銀行、レンダー、その他のアドバイザー及び顧客たる投資家（以下、あわせて「開示対象者」という。）に対して本事業の遂行及び本目的の達成に必要な限りにおいて他の当事者の承諾なく秘密情報（個人情報を除く）を開示することができるものとする。ただし、この場合、乙は、法令上の守秘義務を負担しない開示対象者に対し、本協定に基づき乙が他の当事者に負う義務と実質的に同様の義務を負わせるものとする。

2 乙は、本事業を実施するあたり、個人情報を取り扱う場合は、別に定める「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業産業系共同売却街区（43街区）立地事業に係る個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

以上を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印のうえ、甲が1通、乙が2通を保有する。

令和5年8月2日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長

本村 賢太郎

乙 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業
産業系共同売却街区（43街区）共同企業体

(代表) 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号
株式会社ギオン
代表取締役会長

神田 勲

東京都中央区八重洲2丁目2番1号
日本G L P株式会社
代表取締役社長

佐佐木之